
平成 24 年度上半期の協会員に対する監査結果について

日証協 平成 24 年 10 月 25 日

本協会では、平成 24 年度上半期の協会員に対する監査結果を取りまとめ、平成 24 年 10 月 17 日に開催された自主規制会議に報告した。

協会員に対する監査結果は、以下のとおりである。

平成 24 年度上半期の協会員に対する監査結果について

平成 24 年 10 月

日本証券業協会

I 概要

(1) 監査実施数

平成 24 年度上半期に監査を実施した会社数は、会員 41 社、特別会員 26 機関。（監査結果を通知した会社数は、会員 36 社、特別会員 21 機関。）

(2) 平成 24 年度監査の重点事項

- ① 投資者保護の観点から適合性の原則の遵守状況、金融商品の説明及び勧誘状況の点検
- ② 内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）の充実・強化を一層推進する観点からその整備・強化の状況の点検
について重点的に実施。

(3) 監査の指摘状況

- ① 会員では、法令・諸規則違反等で指摘をした会社数は 10 社で 23 年度上半期の 12 社に比べ 2 社減少。
- ② 特別会員では、法令・諸規則違反等で指摘をした会社数は 2 機関で 23 年度上半期の 11 機関に比べ 9 機関減少。

(4) 指摘内容

① 投資者保護関係

投資信託の乗換え勧誘に対する営業部店における承認において、本店担当部署が承認に際しての具体的な検証方法等を示していないことから、営業部店の内部管理責任者は目論見書を交付していることをもって、重要事項についても顧客に周知・説明されているであろうと判断し、実際に説明されたか否かを検証することなく乗換え勧誘取引を承認していた。

② 内部管理態勢関係

イ 複雑な投資信託の販売に係る勧誘開始基準について、社内規則を定めていたものの、営業部店において正しく理解されていなかったことから、勧誘が禁止されてい

る高齢者に対して勧誘が行われていた。

- ロ 投資信託の乗換え勧誘に係る記録の作成において、本店担当部署が記録すべき内容を明確に周知していなかったことから、営業部店の営業責任者や内部管理責任者は概算損益や乗換えに係る費用の欄が記載されていないことなどを見逃しており、また、事後チェックを行う本店担当部署においても不備を見落としていた。

③ これらの指摘に至った背景としては、依然として、以下のような内部管理態勢の不備が挙げられる。

- イ 法令・諸規則の理解が不十分、又は誤った解釈をしていること。
- ロ 社内通知等形式的な周知、指導は行っているもの、具体的な実効性のある適切な指導を行っていないこと。
- ハ 営業部店に管理、点検を任せ切りにしており、本店担当部署において点検結果の適切性に対する実効性のある検証を怠っていること。

Ⅱ 監査実施状況

監査着手日ベース（平成 24 年 4 月～9 月に監査を着手）

	会員（証券会社）		特別会員（登録金融機関）	
	24 年度上半期	23 年度上半期	24 年度上半期	23 年度上半期
監査実施会社数	4 1 社 (注 1)	3 6 社	2 6 機関 (注 2)	3 5 機関
1 社平均の監査日数	5. 7 日	5. 9 日	5. 2 日	4. 9 日
(1 社あたりの監査日数)	(1～13 日)	(3～10 日)	(5～7 日)	(4～5 日)
1 社平均の監査人員	4. 6 人	4. 1 人	3. 9 人	3. 9 人
(1 社あたりの監査人員)	(2～13 人)	(2～15 人)	(3～6 人)	(3～6 人)

(注 1) 内訳は、証券取引所との合同検査 16 社、本協会単独の監査 25 社。

(注 2) 内訳は、都市銀行 2 機関、地方銀行 10 機関、第二地銀協地銀 10 機関、信用金庫 1 機関、
生保 1 機関、その他 2 機関。

Ⅲ 監査結果の概要

結果通知日ベース（平成 24 年 4 月～9 月に結果通知を交付）

	会員（証券会社）		特別会員（登録金融機関）	
	24 年度上半期	23 年度上半期	24 年度上半期	23 年度上半期
法令・諸規則違反等を指摘した会社数	1 0 社	1 2 社	2 機関	1 1 機関
法令・諸規則違反等が認められなかった会社数	2 6 社	2 4 社	1 9 機関	1 3 機関
計	3 6 社	3 6 社	2 1 機関	2 4 機関

以 上